

資本性ローンについて

1. 資本性ローンについて

この制度に基づく借入金は、金融検査上、債務者区分判定において、自己資本とみなされます。

毎年決算書の総資本経常利益率により3段階の金利が適用され、返済は最終期限一括返済となります。利益率の高い企業は高金利となり、利益率の低い企業は低金利となる通常の借入制度とは逆になります。融資するのではなく、出資するという考え方の制度です。

毎年安定して利益の出る企業にはメリットがなく、次のような企業にはメリットがあります。

- ① 商品の研究開発に時間がかかり、開発後利益の出る企業
- ② マンションの施工、販売会社など売上計上までに数年かかる企業
- ③ ガソリンスタンドのタンクのように営業を続けいく上で、必ず設備投資の必要な企業で、短期返済のできない企業。

以上のような企業が使う制度です。

2. メリット・デメリット

メリット	デメリット
利益が低いときは低金利となる。	利益が出ると金利が上昇する。
借入金ではなく資本組入となる為、他の金融機関からの融資枠に影響が少ない。	四半期ごと書類提出の義務化（試算表・資金繰表・金融機関調査票・経営計画の予定）
法的倒産後の償還順位が劣後する。	期限前に弁済はできない。
超長期的返済（最終期限一括返済）	融資前に真実の情報開示の表明保証を提出（虚偽の場合は、今後日本政策金融公庫との取引に大きく影響する。）

3. 概要

ご利用いただける方	企業再生貸付をご利用される方で、地域経済の活性化に資する一定の要件に該当する方				
ご利用いただける資金	企業の再建を図るうえで必要となる設備資金及び長期運転資金（他の金融機関への返済充当不可）				
融資限度額	1社あたり3億円				
融資期間	7年、10年又は15年（期限一括償還）				
融資利率	ランク	総資本減価償却前経常利益率	7年	10年	15年
	A	5%超	6.20%	6.25%	6.35%
	B	0~5%以下	4.25%	4.30%	4.40%
	C	0%未満	0.40%		
担保・保証人	無担保・無保証人				
金融検査上の扱い	金融機関の債務者区分判定において自己資本とする				
償還順位	法的倒産手続きにおいて、他のすべての債務に比べ償還順位が劣後します				
その他	公庫が適切と認める事業計画書の提出が必要				
窓口	日本政策金融公庫 中小企業事業				

4. 備考

- ・3期連続判定Cの場合は企業主体で作成した経営改善案の再提出が必要（改善案については公庫からの指示はなし）